

監査論

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	A	財務諸表監査
問題 2	5 点	B	公認会計士法
問題 3	5 点	B	金融商品取引法監査制度
問題 4	5 点	A	会社法監査制度
問題 5	5 点	C	不正リスクに対応した監査事務所の品質管理
問題 6	5 点	A	四半期レビュー
問題 7	5 点	A	内部統制監査
問題 8	5 点	B	内部統制監査
問題 9	5 点	A	監査の品質管理
問題 10	5 点	C	保証業務
問題 11	5 点	B	監査基準の改訂
問題 12	5 点	B	監査の基準
問題 13	5 点	B	職業的専門家としての専門能力及び実務経験等
問題 14	5 点	B	監査計画
問題 15	5 点	B	監査上の重要性
問題 16	5 点	C	特別な検討を必要とするリスクについての監査人の対応
問題 17	5 点	A	監査報告
問題 18	5 点	A	監査上の主要な検討事項
問題 19	5 点	C	監査役等とのコミュニケーション
問題 20	5 点	B	「監査における不正リスク対応基準」

問題 1

正解

2

難易度

A

【出題内容】

財務諸表監査

【解説】

ア. ○

イ. × 報告基準一 2 参照

財務諸表の適正性に関する意見を表明する際には、設問の二つに加え、財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても判断しなければならない。

ウ. ○ 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」15 項、A26 項参照

エ. ×

監査人が、財務諸表利用者の経済的意思決定に有用な情報として経営者に対して財務諸表に記載を求めた事項が記載されなかった場合には、当該事項を除外事項（意見に関する除外・虚偽表示）としなければならない、除外すべき事項を追記情報（情報提供）とすることは認められない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 2

正解

3

難易度

B

【出題内容】

公認会計士法

【解説】

ア. ○ 同法 24 条の 4、同施行規則 11 条 1 号参照、やむを得ない事情がある場合には単独監査が認められることがある。

イ. × 同法 34 条の 10 の 6 第 10 項参照

設問の場合、当該社員は、「その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き」、指定有限責任社員と同一の責任を負うものとされ、特定証明に係る業務に関与したときに、常に指定有限責任社員と同一の責任を負うわけではない。

ウ. × 同法 34 条の 11 の 4 第 1 項、同施行規則 23 条 2 号参照

大規模監査法人による上場会社の監査証明業務におけるローテーション・ルールの対象には、筆頭業務執行社員のみならず、審査に最も重要な責任を有する者も含まれる。

エ. ○ 同法 34 条の 12 第 1 項参照

監査報告書に自署するのは、監査法人においては業務執行社員（パートナー）である。

なお、現在押印は求められておらず、自署のみであるので、この点も注意！

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 3

正解

5

難易度

B

【出題内容】

金融商品取引法監査制度

【解 説】

ア. × 同法 193 条の 3 第 2 項参照

法令違反等事実を発見した場合に、当該事項を内閣総理大臣に申し出なければならないのは、以下のすべての事項がある場合に限られ、②のみでただちに当該申出が義務とされるわけではない。

また、申出の前に被監査会社に申し出る旨を通知しなければならない点にも注意！

① 法令違反等事実が、財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

② 被監査会社が法令違反の是正その他の適切な措置をとらないこと。

イ. ○ 監査証明府令 5 条 1 項参照

ウ. × 同府令 1 条 15 号参照

訂正報告書に訂正後の財務計算に関する書類が含まれる場合には、公認会計士又は監査法人の監査証明が必要とされる。

エ. ○ 同法 193 条の 2 第 1 項 1 号参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は 5 となる。

問題 4

正解

4

難易度

A

【出題内容】

会社法監査制度

【解 説】

ア. × 同法 398 条 1 項参照

設問の場合、会計監査人は、「定時株主総会に出席して意見を述べるができる。」とされるにとどまり、意見陳述は義務とされない。

イ. ○ 同法 2 条 6 号、328 条 2 項参照

ウ. ○ 同法 337 条 3 項 2 号参照

エ. × 会社計算規則 128 条 2 項参照

監査役は、監査役会の監査報告の内容が監査役の監査報告の内容と異なる場合には、その内容を監査役会の監査報告に付記することができるものとされる。そのため、全ての監査役の一致した意見を監査役会監査報告の内容としなければならないわけではない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 5

正解

2

難易度

C

【出題内容】

不正リスクに対応した監査事務所の品質管理

【解 説】

ア. ○ 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」F 26-2 項参照

イ. × 同報告書 F 54-2 項参照

不正リスクに関連してもたらされる情報に対処する場合に当該情報を検討する者が、監査チーム外の者であることは求められない。

ウ. ○ 同報告書 F 33-2 項参照

エ. × 同報告書 F A42-2 項参照

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合、会議体による審査を実施することもあるが、その義務はない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 6

正解

5

難易度

A

【出題内容】

四半期レビュー

【解説】

ア. × 四半期レビュー基準・実施基準 2 参照

四半期レビュー計画は、年度の財務諸表の監査計画のなかで策定することができるものとされ、年度の財務諸表の監査計画とは別に策定されなければならないわけではない。

イ. ○ 四半期レビュー基準の平成 21 年改訂前文二 1 参照 四半期レビューの場合の経営者の対応(策)の検討期間は、(常に)少なくとも3カ月でよいとされている。

ウ. × 同基準・報告基準 5 (3)参照

無限定の結論を表明する場合、四半期レビュー報告書においては、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断した旨の記載は行われる。

エ. ○ 同基準・報告基準 12(2)参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 7

正解

4

難易度

A

【出題内容】

内部統制監査

【解説】

ア. ×

監査人は、経営者の評価結果を利用する場合を除き、経営者の評価方法を具体的に検証する必要はない。経営者とは実務的には内部監査人であり、内部監査人の作業結果を利用する場合に、当該内部監査人の作業結果を具体的に評価することとされる。

イ. ○ そのとおり。

ウ. ○ 内部統制の基準Ⅲ 4 (6)

エ. ×

内部統制監査は財務諸表監査と一体的に実施されることから、内部統制監査の監査計画は、財務諸表監査の監査計画に含めて策定する。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 8

正解

6

難易度

B

【出題内容】

内部統制監査

【解説】ア. ×

内部統制の運用状況の有効性に関する経営者の評価の妥当性を検討するに当たっては、経営者（＝内部監査人）が抽出したサンプルを自らのサンプルとして選択することもあるが、監査人自ら選択したサンプルを用いることもある。

イ. × 内部統制の基準の平成23年改訂前文二(2)①ニ参照

監査人は、経営者が重要な事業拠点を適切に選定していないと判断する場合、財務報告に対する影響の程度等に応じ、経営者に対して選定の見直しなどの追加的な対応を求めることとされ、追加的な対応を常に求めなければならないわけではない。

ウ. ○ 内部統制が有効か否かはあくまでも期末日一時点で判断される。

エ. ○ 現状の日本の内部統制報告制度はアサーション・ベースであり、あくまでも内部統制報告書に対する意見表明である。したがって、是正措置そのものを検証するのではなく、是正措置について経営者が行った評価、その結果としての内部統制報告書の記載の当否について監査することとなる。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 9

正解

3

難易度

A

【出題内容】

監査の品質管理

【解説】

ア. ○ 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」A17項参照

イ. × 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」10項(3)参照 監査責任者は、適切であると考えられる場合には、監査契約を解除することがある。

ウ. × 品質管理基準委員会報告書第1号43項(2)参照

監査事務所は、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない。

エ. ○ 同報告書50項(4)参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 10

正解

1

難易度

C

【出題内容】保証業務

【解説】

ア. ○ アメリカの内部統制報告制度（ダイレクト・レポーティング）が該当する。

イ. ○ 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書六 3 参照

ウ. × 同意見書七 5 (1)参照

固有リスクと統制リスクを検討する程度は、合理的保証業務（財務諸表監査）か限定的保証業務（四半期レビュー）かの区別により影響を受ける。実際四半期レビューでは内部統制の運用評価手続を実施して統制リスクを評価することは求められない。

エ. ×

保証業務における主題（例えば、財務諸表監査では企業の財政状態等、内部統制監査では企業の内部統制の有効性）が適切であるかどうかの判断は、合理的保証業務か限定的保証業務であるかにより影響を受けない。保証の水準が異なるだけである。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題 11

正解

6

難易度

B

【出題内容】

監査基準の改訂

【解説】

ア. × 監査基準の平成14年改訂前文三 1、平成26年改訂前文一 1 参照

特別目的の財務諸表を対象とする準拠性監査の目的が規定されたのは、平成14年ではなく、平成26年の改訂時である。

イ. × 監査基準の平成17年改訂前文二 2 参照

同改訂においては、固有リスクと統制リスクを個別に判断した上で、両者を組み合わせて重要な虚偽表示のリスクとして評価するのではなく、固有リスクと統制リスクを組み合わせて判断することとされており、設問では改訂前後が反対の記述となっている。

ウ. ○ 監査基準の平成21年改訂前文一参照

エ. ○ 監査における不正リスク対応基準の設定前文参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 12

正解

2

難易度

B

【出題内容】

監査の基準

【解 説】

ア. ○ 監査証明府令 3 条 3 項参照、監査証明府令という法令がある。

イ. × 同府令 3 条 2 項参照

法令上、「一般に公正妥当と認められる監査の基準及び慣行」に従うものとされ、監査の慣行に従うことも求められている。

ウ. ○ 監査基準は法令によって強制されずともいかなる監査においても適用される。

エ. × 監査基準の平成26年改訂前文二 2 参照

財務諸表の一部（個別の財務表又は個別の財務諸表項目等）についてのみ監査を行う場合においても、企業会計審議会が公表する監査基準が適用される。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 13

正解

3

難易度

B

【出題内容】

職業的専門家としての専門能力及び実務経験等

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 240 「財務諸表監査における不正」 A 8 項参照

イ. × 公認会計士法 28 条参照

公認会計士法は、「公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。」と規定しているにとどまり、公認会計士としても自己研鑽に努めるべきことは規定していない。

ウ. ×

監査人に求められる専門知識には、被監査会社の製品の工学的な特性や製法に関する専門知識は含まれない。

エ. ○ 監査基準の平成14年改訂前文三 2 (1) 参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 14

正解

3

難易度

B

【出題内容】 監査計画

【解 説】

ア. ○ 監査基準の平成17年改訂前文二 1 参照

イ. × 監査基準委員会報告書 300 「監査計画」 A 2 項参照

監査計画は、監査の終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセスであり、意見表明の前の審査において、監査計画が承認されることによっても最終的に確定するものではない。それ以降に企業及び企業環境の変化によって変わりうるものだからである。よって理論的には監査意見を表明する直前に確定するものと考えられる。

なお、上記は理論的な話であって、実際の実務としては、監査の最終段階における分析的手続の実施によってほぼ確定するものとして進めている点を参考に留めておいてほしい。

ウ. ×

詳細な監査計画が詳細であるほどに監査調書の査閲時間が短縮されることには必ずしもならず、両者に合理的な因果関係はない。

エ. ○ 実施基準二 3 ・ 4 参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解はエとなる。

問題 15

正解

4

難易度

B

【出題内容】

監査上の重要性

【解説】ア. ×

監査計画の策定における重要性の基準値の設定に用いる指標には、「通常、過年度や期中の実績又は財政状態、当年度の予算又は見込みがある」（監査基準委員会報告書 320 「監査の計画及び実施における重要性」 A 4 項）とされるが、監査対象年度の予算を適用することは求められていない。また、指標の値に予算を適用した場合において、期中に被監査会社が予算修正を行ったときには、それに合わせて重要性の基準値を改訂することも考えられるが、必ず改訂するとは限らない。

イ. ○ 同報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」 17 項、A41 項参照

ウ. ○ 監査基準の平成 14 年改訂前文三 4 参照

エ. ×

当初 1 千万円に設定していた重要性の基準値を 5 千万円に改訂した場合、重要と判断される虚偽表示の範囲が縮小するため、他の条件が一定であれば、リスク対応手続の実施範囲は縮小することができ、拡大することは求められない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 16

正解

5

難易度

C

【出題内容】

特別な検討を必要とするリスクへの監査人の対応

【解説】

ア. × 監査基準委員会報告書 540 「会計上の見積りの監査」 21 項参照

特定の見積りについて合理的であると判断したとしても、経営者確認書には、経営者が会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断しているかどうかについて、必ず記載を求めなければならない。

イ. ○

内部統制が整備されていないのであれば内部統制に依拠することなく、すなわち、実証手続のみによって十分かつ適切な監査証拠を入手する。

ウ. × 同報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」13項参照

監査計画についての監査役等とのコミュニケーションには、特別な検討を必要とするリスクを必ず含めなければならない。

エ. ○ 不正リスクは特別な検討を必要とするリスクに該当し、記載の対応が必要と考えられる。

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 17

正解

2

難易度

A

【出題内容】監査報告

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」17項参照

イ. × 報告基準九、同報告書 800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」14項参照

特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、必要に応じて監査報告書に配布又は利用の制限を付す旨を記載することになる。

ウ. ○ 同報告書 700 A30項(2)参照

エ. × 同報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」14項参照

全体としての財務諸表に対して意見不表明とする場合、個別の財務表もしくは財務諸表の特定の項目等が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているときであっても、(同一の監査業務における)同一の監査報告書にその旨を併記してはならない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 18

正解

1

難易度

A

【出題内容】

監査上の主要な検討事項

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」4項(4)参照

イ. ○ 同報告書 14 項参照、あくまでも除外事項は保証に該当する箇所（白抜き）に記載する。

ウ. × 同報告書 A21 項参照

監査人が特別な検討を必要とするリスクと判断したものが全て監査上の主要な検討事項となるわけではない。

エ. × 監査基準の平成 30 年改訂前文二 1 (5)、同報告書 A55 項参照

監査人は、企業に関する未公開の情報を監査上の主要な検討事項に含める必要があると判断したさいに、経営者に追加の情報開示を促したにもかかわらず、経営者が追加の情報開示に応じなかった場合であっても、監査の基準に基づき正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を監査上の主要な検討事項に含めることが認められている。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 19

正解

4

難易度

C

【出題内容】

監査役等とのコミュニケーション

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」 9 項(2)参照

我が国においては、コミュニケーションの対象となる統治責任者は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会とされ、取締役会は含まれない。

なお、一般論として、「ガバナンスに責任を有する者」には、取締役会を含む（監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 12 項(14)参照。

イ. ○ 監査基準委員会報告書 260 13 項、A13 項参照

ウ. ○ 同報告書 16 項、A31 項参照

エ. × 同報告書 240 「財務諸表監査における不正」 40 項(3)参照

財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正への経営者の関与が疑われる場合、監査役等とのコミュニケーションを行い、監査を完了するため必要となる監査手続の種類時期及び範囲についても協議しなければならない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 20

正解

6

難易度

B

【出題内容】

「監査における不正リスク対応基準」

【解 説】

ア. × 同基準の設定前文二 3 (1)・(2) 参照

監査における不正リスク対応基準は金融商品取引法監査に適用されるものであり、同基準が一般に公正と認められる監査の基準を構成するのも法令により準拠が求められている場合（金融商品取引法が適用される上場企業等）に限られる。そのため、全ての監査において同基準を遵守することは求められない。

イ. × 同基準第二 4 、監査基準委員会報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 A41 項参照

監査チーム内の討議では、監査責任者と監査チームの主要構成員の間で討議を行い知識や情報を共有することが求められるが、監査チームの全ての構成員との間で討議を行い知識や情報を共有することは求められない。

ウ. ○ 同報告書 F 35-2 項、F A50-2 項参照、疑義と判断するための手続の実施が求められる。

エ. ○ 同基準第二 7 参照、企業作成情報を利用して監査を行う場合にはその情報の信頼性を確かめる必要がある。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

以上